

(様式1-4)

山元町 復興交付金事業計画 平成30年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成30年6月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 特定市町村又は特定都道府県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
26	C - 2 - 1	農水産物販売促進施設他建設事業	新坂元駅周辺	町	町	直接	1/2	(349,613) 0 <349,613>	(349,613) 0 <349,613>	(262,209) 0 <262,209>			
61	C - 1 - 5	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業)	山元東部地区	県	県	直接	1/2	(987,482) 0 <987,482>	(987,482) 0 <987,482>	(740,611) 0 <740,611>			【他事業より流用】(平成29年10月11日) 流用元: C-4-1 被災地域農業復興総合支援事業 (山元町いちご団地化整備事業) 牛橋地区、花釜 地区、笠野地区 流用額: 112,823千円(国費: [H23 年度(繰越)補正]84,617千円) C-4-2 被災地域農業復興総合支援事業(農業用施 設整備等)町内全域 流用額: 135,916千円(国費 [H23(繰越)補正]101,937千円) C-4-4 被災地域農業復興総合支援事業(園芸作物 用機械等整備事業)(東部・磯地区)磯地区 流用 額: 20,780千円(国費[H26年度(繰越)当初] 15,585 千円) 流用後総交付対象事業費: 17,834,050千円(国費: 13,375,537千円)
77	◆ C - 7 - 3 - 1	水産業共同利用施設復興整備事業(駐車場整 備)	磯地区	町	町	直接	4/5	(37,079) 0 <37,079>	(37,079) 0 <37,079>	(29,663) 0 <29,663>			
79	◆ C - 1 - 5 - 1	山元東部地区土地利用整序化促進事業	山元東部地区	町	町	直接	4/5	(0) 556,325 <556,325>	(0) 556,325 <556,325>	(0) 445,060 <445,060>			新規 【他事業より流用】(平成30年5月10日) ①流用元: C-1-2農山漁村地域復興基盤総合整備 事業(復興整備実施計画) 流用額: [H24]14,075千円(国費: 11,260千円) ②流用元: ◆C-2-1-2地域間交流拠点活性化事業 流用額: [H24]875千円(国費: 700千円) ③流用元: C-7-1水産業共同利用施設復興整備事 業 流用額: [H25]9,254千円(国費: 6,940千円) ④流用元: ◆C-1-2-1既設農集排水施設安全対 策事業 流用額: [H26]36,750千円(国費: 29,400千円) ⑤流用元: C-1-3農山漁村地域復興基盤総合整備 事業(山元町磯地区農業集落排水事業) 流用額: [H27]4,125千円(国費: 3,300千円) ⑥流用元: ◆C-6-1-1磯浜漁港静穏度対策検討調 査事業 流用額: [H27]175千円(国費: 140千円) 【流用後交付対象事業費】621,000千円(国費: 496,800千円)

合計額	(1,374,174)	(1,374,174)	(1,032,483)	(0)	(0)
	556,325	556,325	445,060	0	0
	<1,930,499>	<1,930,499>	<1,477,543>	<0>	<0>

都道府県名	宮城県	担当部局名	震災復興企画課	担当者氏名	菅野 祐弥
市町村名	山元町	電話番号	0223-37-0497	メールアドレス	fukkoukikaku.f@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。